

29年度 公文書開示状況（3月決定分） 中央卸売市場

様式

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	H30.2.22	H30.3.1	平成29年2月3日付28中新管第803号「訴訟代理人の委嘱について」 平成29年2月6日付「承諾書」	18	1					1		1								(第7条第2号)個人を識別することを可能にし、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第4号)印影を公にすることにより、偽造等の犯罪を容易にし、公の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	中央卸売市場 新市場整備部管理課
2	H30.2.26	H30.3.2	29食肉市場大動物棟Cラインけい留所照明器具取替工事 (内訳設計書一式)	4	1																中央卸売市場 新市場食肉市場管理課
3	H30.1.16	H30.3.16	千客万来施設事業(6街区)募集要項等に関する質問書 千客万来施設(6街区)の整備に関する要望書 豊洲【千客万来】施設に関する確認書 千客万来施設事業について(質問) 豊洲【千客万来】施設に関する要望書 千客万来施設事業に関する要望について 千客万来施設事業について 千客万来施設経緯確認及び要望 千客万来施設事業について (別紙)千客万来施設事業について	14	1					1	1	1		1						(第7条第2号)個人を識別することを可能にし、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第3号)事業者の現状分析に基づく事業活動など、事業の経営方針または経営判断に関する事項であり、本内容を開示することにより、事業者の競争上の地位が損なわれるため。 (第7条第4号)印影を公にすることにより、偽造等の犯罪を容易にし、公の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第6号)現在都と事業者の間で協議・調整中の内容であり、本内容が開示されれば未確定の情報が確定した情報のように扱われ、事業者との円滑な協議に支障をきたし、都の事務事業の推進に支障を及ぼすため。	中央卸売市場 管理部市場政策課
4	H30.3.8	H30.3.20	29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その4) 工事請負契約書 平成29年12月22日付29財契一第2644号「随意契約による工事請負契約の締結について」(契約番号29-00735)			1					1	1								(第7条第2号)個人を識別することを可能にし、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第4号)印影を公にすることにより、偽造等の犯罪を容易にし、公の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	中央卸売市場 新市場整備部管理課
5	H30.3.16	H30.3.23	平成29年11月29日付「7街区地下ピット床面等追加対策工事の入札不調等への対応」 29中新施第382号「起工書 29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その4)」 29中管財契第507号「契約締結の請求等について 29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その4)」 平成29年12月11日付29財契一第2487号「随意契約による工事請負契約の締結について」(契約番号29-70035)	15	1																中央卸売市場 管理部市場政策課
6	H30.3.16	H30.3.23	29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その3) に係る入札不調後のヒアリング 平成29年12月22日付29財契一第2644号「随意契約による工事請負契約の締結について」(契約番号29-00735)	19	1						1	1								(第7条第2号)個人を識別することを可能にし、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第4号)印影を公にすることにより、偽造等の犯罪を容易にし、公の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	中央卸売市場 新市場整備部管理課
7	H30.1.24	H30.3.23	築地市場の水産仲卸業者〇〇が平成26年度、27年度、28年度にそれぞれ提出した「貸借対照表」「損益計算書」の写し	6	1						1									(第7条第3号)法人に関する情報であり、当該事業者の競争上及び事業運営上その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	中央卸売市場 築地市場水産農産品課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
				総枚数	開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	H30.3.15	H30.3.29	経済・港湾委員会速記録第十一号、平成二十九年九月一日に記録されている、都民ファーストの樋口たかあき議員の質疑に関して、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされた資料（電子メールなど一切の電磁的記録含む）のうち、所管局が保有しているものすべて				1											実施機関では、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされたと特定できる文書は保有していないため。	中央卸売市場管理部総務課
9	H30.3.15	H30.3.29	経済・港湾委員会速記録第十一号、平成二十九年九月一日に記録されている、都民ファーストの樋口たかあき議員の質疑に関して、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされた資料（電磁的記録）のうち、所管局が保有しているものすべて				1											実施機関では、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされたと特定できる文書は保有していないため。	中央卸売市場管理部総務課
10	H30.3.15	H30.3.29	平成29年9月1日の経済・港湾委員会質疑に関し、樋口議員から中央卸売市場に送られたメール及び文書			1						1	1					（第7条第5号）都議会は言論主義であり、議場（委員会室）での発言が公の見解である。本件文書は、当該都議が委員会での質疑にあたり、質問骨子を具体化していく検討過程の文書である。都庁内外において広く活動する議員の間では、面会のほかに電話やメールを活用して意見交換を行っており、本件文書は、こうした過程の中で、事務事業に関する事実確認などを主眼に議員からメールで入手したものである。このため、本件文書は委員会での実際の質問内容と全く同一のものではなく、議員の検討段階の未確定な情報である。未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 （第7条第6号）都議会は言論主義であり、議場（委員会室）での発言が公の見解である。本件文書は、委員会での質疑前に作成された質問骨子案に過ぎず、実際の質疑とは当然ながら同一ではない。質問文案は原案作成から議員本人の登壇までの間に随時調整・修正が行われるため、途中段階の一案に過ぎない。このため、未確定な情報である本件文書を開示することは、あたかもその内容が事実であると誤解されるおそれがある。また、信頼関係に基づいて質問骨子を提出した委員からの理事者に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、答弁案の作成事務に支障が生じるほか、今後の都議会における質疑応答などの円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがあるため。	中央卸売市場管理部総務課
11	H30.3.15	H30.3.29	経済・港湾委員会速記録第十一号、平成二十九年九月一日に記録されている、都民ファーストの樋口たかあき議員の質疑に関して、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされた資料（電磁的記録含む）のうち、所管局が保有しているものすべて				1											実施機関では、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされたと特定できる文書は保有していないため。	中央卸売市場管理部総務課
12	H30.3.15	H30.3.29	経済・港湾委員会速記録第十一号、平成二十九年九月一日に記録されている、都民ファーストの樋口たかあき議員の質疑に関して、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされた資料（電磁的記録含む）のうち、所管局が保有しているものすべて				1											実施機関では、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされたと特定できる文書は保有していないため。	中央卸売市場管理部総務課
13	H30.3.16	H30.3.30	経済・港湾委員会速記録第十一号、平成二十九年九月一日に記録されている、都民ファーストの樋口たかあき議員の質疑に関して、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされた資料（電磁的記録含む）のうち、所管局が保有しているものすべて				1											実施機関では、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされたと特定できる文書は保有していないため。	中央卸売市場管理部総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局 部 課 等										
				総 枚 数	開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号			8 号	9 号								

表の見方

- ＜決定区分＞
  - ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- ＜(根拠規定)条例7条＞
  - ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- ＜公文書の件名＞について
  - ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○と表記しています。
  - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。